**倫理審査委員会　申請の手引き**

**審査の流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| **申請書類の提出**　　　**申請書の確認****指摘事項の通知****迅速審査　　　　　書面審査****（第9条第2項に定める判定結果****の承認が得られなかった場合）****合議審査****審査結果の通知****研究の開始****報告書の提出等** | **研究開始1ヶ月前までに申請書類を提出してください。（迅速審査を希望される方は、併せて迅速審査依頼届も提出してください。）**倫理審査は事前審査が原則です。必ず研究開始前、計画変更前に申請してください。**指摘事項を電子メールにてお知らせします。**指摘事項に対する回答および修正後の申請書類を提出してください。**書面により審査を行います。****迅速審査は委員長の指名した委員により行います。****第9条第2項に定める判定結果の承認が得られなかった場合、合議審査を行います。ヒアリングおよび追加の疑義の有無などを電子メールにてお知らせします。**・追加の疑義がある場合は、回答および修正後の申請書類を提出してください。・ヒアリングが必要な方には、審査日時をお知らせしますので予定の調整をお願いします。**審査結果を電子メールでお知らせします。「承認」の通知を受けた時点で研究を開始できます。**「承認」：研究を開始できます。「条件付承認」:条件を解消した修正書類を電子メールで提出してください。条件の解消を確認後、「承認」となります。**実施状況の報告が必要と判断された研究については、報告書を提出してください。**・研究計画を変更する場合は事前に「計画変更申請」を行ってください。 |

**※書類提出先：地域づくり総合センター**